

埼玉県若者支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）

第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、埼玉県若者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子供・若者に対する支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 子供・若者に対する関係機関等の連携による支援に関すること。
- (3) 子供・若者の支援に関する調査研究、研修及び情報発信に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（以下「構成機関」という。）をもって構成する。

- 2 協議会に座長を置き、埼玉県県民生活部県民共生局長の職にあるものをもって充てる。
- 3 座長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、埼玉県県民生活部青少年課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会に代表者会議及び実務者会議を置く。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、構成機関の代表者によって構成する。

2 代表者会議は、協議会の基本的な運営方針について協議する。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、構成機関の実務担当者等（以下「実務担当者等」という。）をもって構成する。ただし、必要に応じ議題に関連する実務担当者等のみで開催することができる。

2 実務者会議は、協議会の目的を達成するために必要な具体的事項について協議する。

(会議の開催)

第7条 代表者会議は座長が招集し、実務者会議は事務局の長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、構成機関以外の者に対し、会議への出席等、必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた者は会議で知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

(秘密保持義務)

第8条 協議会の構成員は、法第24条に規定に基づき、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、埼玉県県民生活部青少年課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表

分 野	名 称
民間支援団体等	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット
	特定非営利活動法人越谷らるご
	特定非営利活動法人非行克服支援センター
	公益社団法人埼玉県社会福祉士会
	埼玉県が委嘱する学識経験者
市 町 村	さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども政策課
	上尾市子ども未来部子ども家庭総合支援センター
教 育	埼玉県教育局生徒指導課
	埼玉県高等学校定時制通信制校長会
保健医療、福祉	埼玉県福祉部社会福祉課
	埼玉県福祉部障害者福祉推進課 ※
	埼玉県福祉部こども安全課
	埼玉県立精神保健福祉センター
	埼玉県保健医療部疾病対策課
雇 用	埼玉県産業労働部雇用労働課
	若者自立支援センター埼玉・かわぐち若者サポートステーション
非 行	埼玉県警察本部生活安全部少年課
事 務 局	埼玉県県民生活部青少年課

※ 実務者会議は埼玉県発達障害総合支援センター